

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 自動車リサイクル法施行推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号:058-272-1111(内 2718)

E-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 514千円（前年度予算額：514千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 产 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	514	0	0	514	0	0	0	0	0
要求額	514	0	0	514	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

「拡大生産者責任の考え方（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う）」に基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の3品目を引き取り、リサイクル（フロンについては破壊）することを義務付けた自動車リサイクル法が平成17年1月1日から完全施行されている。

県内においては、使用済自動車のリサイクルは順調に実施されているものの、解体を行う事業者に対する苦情や、決められた期間内に処理されず遅延報告が発生している事例も見受けられる状況にあるため、現地機関と連携した立入検査の実施等による監視指導を引き続き実施する必要がある。

(2) 事業内容

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車等の適正処理を図るため、関連事業者（引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者）は、法に基づく登録・許可手続きが必要となることから、これらに関連した許認可事務と関連事業者に対する監視指導を通して自動車リサイクル法の円滑な運用と推進を図る。

- ・自動車リサイクル法に基づく登録及び許可に関する事務

- ・電子マニフェスト制度による遅延報告等の関連事業者指導事務
- ・関連事業者への定期立入調査、苦情等に基づく立入調査

(3) 県負担・補助率の考え方

各関係事業者の登録、許可は都道府県で行うことから、これに伴う上記事業は県で行う必要がある。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	50	業務旅費
需用費	315	消耗品費、燃料費
役務費	149	通信運搬費
合計	514	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：令和3年～令和12年度）

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

自動車リサイクル法の適正な施行及び運用を図ることにより、使用済自動車の適正処理を推進し、不法投棄、不適正処理の防止及び最終処分量の極小化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%

○指標を設定することができない場合の理由

事業の性質上、数値目標の設定ができないため。

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年 度	○取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・県事務所等に対し、自動車リサイクル法に基づく引取業等の登録事務等の事務委任を行うことにより事務の合理化を図るとともに、担当者会議を開催し、事務処理の統一化を図った。 ・県事務所等と連携し、自動車リサイクル法解体（破碎）業者及び自動車解体ヤードに対する立入指導を実施し、適正処理の推進を図った。 自動車リサイクル法解体（破碎）業者：108件 自動車解体ヤード 63件
令和 3 年 度	○成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可事務を迅速かつ円滑に実施するとともに、書類送付にかかる費用の削減に寄与した。 ・継続的に立入検査等による監視指導を実施した結果、使用済自動車に関する大規模な不適正処理事案は発生していない。
令和 4 年 度	令和5年度当初予算にて追加
	指標① 目標：__ __ 実績：__ __ 達成率：__ __ %
令和 5 年 度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：__ __ 実績：__ __ 達成率：__ __ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	使用済自動車のリサイクルは順調に実施されているが、解体を行う事業者に対する苦情や、決められた期間内に処理されず遅延報告が発生している事例も見受けられるため、現地機関（県事務所等）と連携した立入等監視指導は引き続き必要である。
-----------	--

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価) 2	自動車リサイクル法の適切な運用が概ね図られることで、解体を行う事業者に対する苦情が減少しており、事業の効果は十分得られている。
-----------	---

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 2	(公財)自動車リサイクル促進センター（事業者による引取・引渡し実施報告先）との連携も密に行っており、必要な情報が得られる体制も整っている。
-----------	---

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

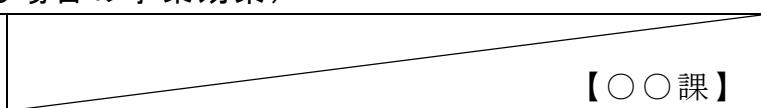
問題事案のより早期の解消のため、より一層県事務所等との連携を強化していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

自動車リサイクルに係わる者に対して、各種基準遵守を指導し適正処理の推進を図るため、翌年度以降も継続して事業を実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	